

確定申告期限が、令和3年4月15日（木）まで延長されました。

ただし、パーティセとの確定申告会場は、3月15日（月）までとなります。

3月16日（火）以降は、尾張瀬戸税務署にて、規模を縮小して確定申告会場を開設する予定です。そのため、会場での申告相談をご希望の方は、お早目のご来場をお願いします。

なお、確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要となります。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。